

国際法ワーキング・グループにおける検討結果の概要

平成22年5月27日  
環境と関税政策に関する研究会  
財務省関税局

## 国際法ワーキング・グループにおける検討結果の概要

### 1. はじめに

炭素リーケージ対策がWTOルール上許容されるかどうかについて検討を行った。その際、議論の簡略化のため、炭素制約として国内排出量取引制度を想定し、輸入産品に排出枠償却義務を課す方式と特定の産業に無償で排出枠を供与する方式を中心に検討を行った<sup>1</sup>。

### 2. 輸入産品に排出枠償却義務を課す方式の場合

#### (1) 国境税調整として許容される可能性

##### イ 国境税調整とは

一般に、輸入産品に対して、国際的に約束した譲許税率を超える関税を課すことは認められないが<sup>2</sup>、内国税の国境調整（国境税調整）を行うことは可能である<sup>3</sup>。国境税調整とは、輸入産品に対して同種の国内産品に課される内国税又は当該輸入産品の生産過程での投入物に課される内国税に相当する課徴金を課し、他方、輸出産品に対して内国税を減免又は還付する仕組みであり、一般に、消費税等の間接税がこの仕組みを備えている。

##### ロ 排出枠償却義務について国境税調整が認められるためのWTOルール上の要件

輸入産品に対する排出枠償却の義務付けを国境税調整として説明するためには、まず、排出枠償却義務がWTOルール上の内国税に当たることが必要である。しかし、排出枠は、民間での取引により購入されることもあるので、必ずしも税に当たると言えない可能性がある<sup>4</sup>。

次に、国内排出量取引制度においては、国内産品に対して製造時のエネルギー消費に伴う炭素排出に対して排出枠償却義務という負担を課することになるという考え方を前提として、製造時のエネルギー消費や炭素排出といった、産品に物理的に組み込まれていないものに着目した負担の賦課（製造工程・製法（PPM：Process and Production Method）に着目した課税）について国境税調整が認められるかどうか問題となる。

GATTの「1970年の国境税調整に関する作業部会報告書」（BISD3464）においては、国境税調整が認められるための条件として、製造者ではなく産品に直接課せられる税であること、直接税でなく間接税であることが示されているが、最終産品に物理的に組み込まれないエネルギー等の投入物への課税については、国境税調整の可

<sup>1</sup> 輸入産品に対して内国税である炭素税を課す場合もほぼ同様の議論が当てはまる。

<sup>2</sup> WTO加盟国は、自国の譲許表に掲げる産品について、譲許表に定める関税を超える通常の関税を免除する（譲許表の関税を上限とする）ことを約束している（GATT 2条1(b)）。譲許税率を超えた関税を課すためには、譲許表の修正が必要であり、全WTO加盟国の承認が必要となる。

<sup>3</sup> 輸入産品と同種の国内産品に課される内国税に相当する課徴金を、産品の輸入に際して課すことは、GATT上認められる（GATT 2条2項柱書き及び(a)）。

<sup>4</sup> WTOルール上、税の定義はない。通常、税は、国又はそれに準ずる団体に納付されるものを指すと考えられるが、国内排出量取引制度においては、必ずしも排出枠を国から購入し、国に排出枠相当額の支払いを行うとは限らないため、排出枠償却義務は、税ではなく、規制であると解釈される可能性がある。

否について一般に見解が分かれている旨が指摘されている。

排出枠償却義務を製造時に排出される炭素に対する課税であると捉える場合、製造工程における副産物に対する課税が国境税調整の対象となるかが問題となるが、この点について判断したG A T T・W T Oの先例はない。

参考となる先例としては、米国・スーパーファンドのケースのパネル報告がある。ここでは、米国内で課税対象となっている化学物質を用いて製造された輸入製品に対して輸入時点で課税するという米国の措置につき、税額が製造時に用いられた化学物質の量に関連して決定されていればG A T Tと整合的な国境税調整措置であるとされたが、その化学物質が製品の中に組み込まれているかどうかという点については言及されなかった。

#### 八 排出枠償却義務について国境税調整が認められるための租税法上の要件

租税法上、国境税調整が認められるためには、その税が、最終消費者が担税者である消費課税であること、仕向地主義<sup>5</sup>に基づいていること、かつ、これらが適切な制度により裏付けられていることが必要と考えられる<sup>6</sup>。これを炭素制約のための制度に当てはめた場合、炭素排出を伴って製造された産品を消費する者が、炭素排出に対応する税を、産品の生産地がどこであるかにかかわらず、消費国において負担する制度になると考えられる。しかし、各国において存在し、又は検討されている国内排出量取引制度は、生産活動が行われる国において炭素排出に負担を課し、排出される炭素を削減することを目的としており、いわば源泉地主義に基づいていると考えられる。

また、国境税調整を仕向地主義に基づく消費課税の調整と考えれば、国境税調整として輸入時に排出枠償却義務を課す場合には、輸出時に同償却コスト相当の還付を行う措置を併せて導入することが原則となる。

#### (2) 輸入産品に対する国内規制の適用として許容される可能性

排出枠償却義務が内国税ではなく、規制であると解釈される場合、輸入産品に対するこのような規制の適用がW T Oルール上許容されるかが問題となる。まず、輸入産品に対する排出枠償却の義務付けが、G A T T 11条の輸入制限に当たる場合は禁止される。G A T T 11条に当たらない場合、G A T T 3条1項の「産品の国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に関する法令及び要件」に当たるものは、国内生産に保護を与えるように輸入産品又は国内産品に適用しないことが必要である。仮に、排出枠償却義務がこれら二つに当たらない規制として構成できるのであれば、これらに比べて自由な適用が認められるものと考えられる。

#### (3) 最恵国待遇規則と内国民待遇規則

輸入産品に対する排出枠償却の義務付けを国境税調整や国内規制の適用として説明で

<sup>5</sup> 仕向地主義とは、最終消費者の所在地である仕向地国が課税権限を有するという考え方であり、源泉地主義に対する考え方である。

<sup>6</sup> 国境税調整はO E C Dの定義によると、「仕向地原則を全体的又は部分的に実現する税制的措置、すなわち、輸出国の国内市場で消費者に販売される類似の国内産品に関して輸出国において課される税の全部又は一部を輸出産品から免除し、輸入国において類似の国内産品に課される税の全部又は一部を消費者に販売される輸入産品に課す措置」である。

きる場合、WTOルールとの関係で更に検討が必要となるのは、最恵国待遇規則（GATT 1条）及び内国民待遇規則（GATT 3条）である。これらの規則は、輸入製品の仕出国に基づいて同種の輸入製品間に待遇の差異を設けることや、同種の国内産品に比して輸入産品を不利に扱うことを、それぞれ禁止するものである。

#### イ 最恵国待遇規則

最恵国待遇規則として、WTO加盟国は、同種の産品について、いずれかの国に与える最も有利な待遇を、他の全ての加盟国に対して与えなければならないとされている。国内排出量取引制度を有している国からの輸入産品に対して国内排出枠償却義務を課すことなく、排出量取引制度を有していない国からの輸入産品に対してのみ排出枠償却義務を課す場合、最恵国待遇規則に違反する可能性が高い<sup>7</sup> <sup>8</sup>。また、製造工程で多くの炭素を排出した輸入産品に対して、製造工程で少ししか炭素を排出していない別の国からの輸入産品より重い負担を課す場合に、同種の産品である輸入産品を原産国に基づいて差別的に取り扱うものとして、この規則に違反することとならないかが問題となる。

#### ロ 内国民待遇規則

内国民待遇規則として、WTO加盟国は、同種の国内産品に対する内国税を超えて輸入産品に対して内国税を課してはならないとされている。先例（日本・酒税ケースにおける上級委員会報告）では、輸入産品の負担額が、「同種の国内産品に課される内国税その他の内国税課徴金」を少しでも超えることは内国民待遇規則違反となり許されないとされた。

また、同種でなくても、直接競合し代替可能な国内産品に保護を与えるように輸入産品に内国税を課してはならないとされている<sup>9</sup>。

製造工程で多くの炭素を排出した輸入産品に対して、炭素排出量の少ない国内産品より重い負担を課す場合に、これらの規則に違反することとならないかという点が問題となる。

#### ハ「同種の産品」の判断基準

このように最恵国待遇規則及び内国民待遇規則のいずれについても、「同種の産品」であるかどうかの判断に当たって製造工程における炭素排出を考慮できるかどうかの問題となる<sup>10</sup>。先例（日本・酒税ケースにおける上級委員会報告等<sup>11</sup>）の示している同

<sup>7</sup> 米国のワックスマン・マーキー法案では、個々の産品に係る実際の排出量データに基づくことなく産品の製造国を基準に一律に取扱いに差を設けることとしており、最恵国待遇規則違反となる可能性が高いと考えられる。

<sup>8</sup> 輸出国における国内排出量取引制度導入の如何を問わず輸入品に対して排出枠償却義務を課す場合、国内排出量取引制度を有している国からの輸入品に対して二重に排出枠償却義務を課す結果となる。このような事態を避けるためには、輸出国側において、輸出に際して排出枠償却コストを払い戻すなどの方策が必要となる。

<sup>9</sup> GATT 3条2項第一文が、同種の産品についての内国民待遇規則を規定しており、同項第二文が直接競合し、代替可能な産品について国内産品に保護を与えることを禁止している。また、同条4項は、国内規制に関して輸入産品が国内の同種の産品「に許される待遇より不利でない待遇を許与される」と規定している。

<sup>10</sup> 内国税について、GATT 2条2項(a)により国境税調整が行われる場合に、輸入産品に課せられる課徴金が同時に3条2項の内国民待遇規則の要件を満たさなければならないかどうかについて、議論がある。3条2項の規律対象となると考える場合は、当該輸入産品と同種の国内産品との間で内国民待遇が確保されているかが問われることとなるが、輸入産

種性の判断基準である、製品の最終用途、消費者の選好、製品の特性、関税分類に照らした場合、製造工程・製法の違いのみに基づいて輸入産品と国内産品の同種性を否定することは難しいと考えられる。

また、同報告では、物理的特性を共有していない産品間でも、価格弾力性で示される産品の最終用途の同一性があれば直接競合し代替可能な産品であるとしている。炭素リーケージ対策が、国内炭素制約が厳格化されることによって生じる内外産品間の競争条件の変化を是正するために導入されることに鑑みれば、国境税調整や国内規制の適用の対象となる輸入産品と国内産品との間の競争関係を否定することは難しいと考えられる。

#### (4) G A T T 20 条の適用について

炭素リーケージ対策としての措置が、国境税調整等として説明しきれない場合や、最恵国待遇規則や内国民待遇規則に違反する場合であっても、なお、G A T T 20 条の一般的例外規定の適用により許容される可能性がある。G A T T 20 条は、通商上の価値と環境その他の価値のインターフェースを維持するための規定であることから、炭素リーケージ対策が同条に規定する一般的例外として認められるためには、国内炭素制約を厳格化した結果、高規制国の産品が国際競争上不利になるかどうかではなく、炭素リーケージの発生によって環境という通商以外の価値が損われることや、炭素リーケージ対策を導入することによって実際に環境改善に効果があることを示す必要がある。

##### イ G A T T 20 条 (g) について

G A T T 20 条 (g) において「有限天然資源の保存に関する措置」が G A T T の一般的例外として認められている。先例をみると、W T O 設立後のケースにおいて、この「関する」についての要件が緩められ<sup>12</sup>、措置と目的との間に合理的な関連性があればよいとされた。この結果、同条 (g) は 20 条 (b) 「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」よりも立証しやすくなっている。このため、「過剰な炭素を含まない大気」が「有限天然資源」であることは当然として、炭素リーケージ対策が地球温暖化防止と合理的関連性を有することが説明できれば、「有限天然資源の保存に関する措置」と認められる可能性が高い<sup>13</sup>。

##### ロ G A T T 20 条柱書について

G A T T 20 条柱書きは、各号の措置を G A T T の一般的例外として認める条件とし

---

品に課せられる課徴金が同項の規律対象とならず、2条2項(a)単独の規律対象となると考える場合は、原材料(article)に課せられる内国税につき内国民待遇が確保されているかが問われることとなると解する余地がある。

<sup>11</sup> 日本・酒税ケースでは G A T T 3 条 2 項 (内国税) における産品の同種性が、E C ・アスベストのケースでは同条 4 項 (国内規制) における産品の同種性が問題とされた。

<sup>12</sup> 20 条 (g) の「関する (relating at)」は、米国ガソリンのケース (1996 年) 以前は「primarily aimed at」を意味するとされていたが、その後、20 条 (g) の該当性が非常に狭くなってしまふとの批判を受けて認定基準が緩められ、合理的な関連性があればよいとされた。

<sup>13</sup> 輸入産品に対する排出枠償却の義務付けを内国税の国境税調整等で説明する場合には、輸出の場合の還付を併せて導入することになると考えられるが、これらの措置を G A T T 20 条で補強することについては、輸出の場合の還付が国内炭素排出量を増加させるように働くことから、炭素リーケージ対策の地球温暖化対策との合理的関連性が毀損され、20 条 (g) の適用が難しくなる可能性もある。

て、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で本条を適用しないことを規定している。

先例（米国エビ・海亀のケース上級委員会報告）によれば、輸出国における異なる条件を考慮することなく、画一的な規制措置を導入した場合、「正当と認められない差別待遇の手段」とみなされる可能性がある。

炭素リーケージ対策を本条に基づいて正当化するためには、その対策が環境政策として正当なものである必要があり、その意味で地球温暖化対策を規律する国連気候変動枠組条約と整合的であることが必要である。同条約においては先進国と途上国の間の「共通だが差異ある責任」原則<sup>14</sup>等が定められていることから、仮に、先進国が途上国からの輸入産品に対して、先進国の国内産品と同水準の排出枠償却義務を課した場合には、「共通だが差異ある責任」原則に反し、本条の「正当と認められない差別待遇の手段」に当たるとみなされる可能性は否定できない<sup>15</sup>。こうした観点から、GATT20条柱書の要件を満たす炭素リーケージ対策は、適切に制度設計される必要がある<sup>16</sup>。

また、炭素リーケージ対策が、自国産品の国際競争力の維持を通じて炭素リーケージを防ぐ施策であることから、これが「国際貿易の偽装された制限」とみなされないためには、十分な環境改善効果を有することが求められると考えられる。

### 3. 特定の産業に無償で排出枠を供与する方式の場合

特定の産業に対して無償で排出枠を供与する方式をとる場合、その補助金協定との整合性を検討する必要がある。無償排出枠供与が補助金協定上、補助金に該当し、かつ、特定性を有する場合には規律の対象となり得る。

#### (1) 補助金に該当するか

補助金協定は、政府又は公的機関が資金面で貢献していること<sup>17</sup>（補助金協定 1.1(a)(1)）それにより利益がもたらされていること（補助金協定 1.1(b)）を補助金に該当するかどうかの要件としている。

補助金協定第1条における資金面での貢献の4つの例示のうち、無償排出枠供与に最も関連性が高いのは、同条 1.1(a)(1)(ii)の「政府がその収入となるべきものを放棄しまたは徴収しないこと」である<sup>18</sup>。何が「収入となるべきものを放棄し」に当たるかの基準について、米国 F S C のケースにおける上級委員会報告は、通常徴収されるべき収

<sup>14</sup> 国連気候変動枠組条約3条の1において、「締約国は、衡平の原則に基づき、かつ、それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に従い、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきである。したがって、先進締約国は、率先して気候変動及びその悪影響に対処すべきである。」と規定している。

<sup>15</sup> 気候変動対策上の途上国の責任の差異に配慮するためには、必ずしも炭素リーケージ対策自体において途上国の負担を軽減するのではなく、例えば、排出枠売却収入等を活用した、省エネ・排出削減設備に関する技術移転や資金協力を通じ、先進国が途上国を支援することも考えられるかもしれない。

<sup>16</sup> その際、どのような途上国に対してどのような配慮を行えば、GATT20条の適用のために十分かについては一概には言えず、具体的な仕組みに即して、環境改善の効果への影響も踏まえつつ検討する必要がある。米国のワックスマン・マーキー法案では、LDCからの輸入について、排出枠償却義務を免除するとしているが、LDC以外の途上国に対して類似の配慮を行わないことが、GATT20条の適用のために十分でないといわれる可能性がある。

<sup>17</sup> 資金面での貢献のほか、「GATT16条に規定する何らかの形式による所得又は価格の支持があること」（補助金協定 1.1(a)(2)）も補助金に当たりうるが、無償排出枠供与に関係しうるのは資金面での貢献の方である。

<sup>18</sup> この他、「補助金協定には政府が資金の直接的な移転を伴う措置をとること」、「政府が一般的な社会資本以外の物品若しくは役務を提供し又は物品を購入すること」、「政府が資金調達機関に支払いを行うこと等」が例示されている。

入と実際に徴収された収入との比較が必要であるとしている。資金面での貢献の解釈はかなり広く、経済的価値の移転があればよいとされており<sup>19</sup>、国内排出量取引制度においては、排出枠が取引される前提であるから、その無償供与が資金面での貢献でないとは言えないと考えられる。

一方、利益がもたらされているかどうかは、市場で調達する場合との比較において判断される。一般には排出枠が有償で取引される中で、一部産業に対してのみ排出枠を無償で供与する場合には、利益がもたらされている可能性がある。

## (2) 特定性を有するか

補助金協定においては、補助金が、一の企業若しくは産業又は企業若しくは産業の集団について特定性を有する場合に、一定の規律を受ける可能性がある(補助金協定1条、2条)。特定性の有無については、法律上の特定性(補助金協定2.1(a))及び事実上の特定性(補助金協定2.1(c))の両方が問題になる。法律上の特定性については、法令が交付の対象を明示的に特定企業に限定している場合には特定性を有するとされ、補助金の受給資格及び額の客観的な基準又は条件を定めている場合には特定性がないとされる。事実上の特定性については、受益企業数の限定性、特定企業による支配的利用、特定企業による均衡を失した利用、交付の裁量的決定に基づいて判断されると考えられる。

## (3) 禁止補助金に該当するか

無償排出枠供与が補助金に該当し、かつ特定性を有している場合、これが補助金協定上禁止される補助金(いわゆるレッド補助金)に該当するかどうか問題となる。補助金協定3条に規定されるレッド補助金は輸出補助金(法令上又は事実上、輸出が行われることに基づいて交付される補助金)及び国産物品優遇補助金(輸入産品よりも国産物品を優先して使用することに基づいて交付される補助金)であるが、無償排出枠供与が輸出や国産物品優遇を条件とするのでなければ、レッド補助金に該当しないと考えられる。

## (4) その他の補助金に該当する場合に相殺関税等の対象となるか

レッド補助金とならない特定性を有する補助金(いわゆるイエロー補助金)は、その交付が、他の加盟国の国内産業に対する損害等の悪影響を及ぼすときにのみ補助金協定上の規律の対象となる。国内排出量取引制度が実施され、その際、一部の産業に対して排出枠の無償供与を行う場合、当該企業の負担水準は国内排出量取引制度導入以前の水準にとどまるだけではあるものの、補助金協定上の判断に際して問題とされるのは、あくまで当該補助金の交付を受けた産品の輸出等と、他国の国内産業が受ける損害との因果関係であるため、こうした無償供与が他国の国内産業に悪影響を与えないとは必ずしも言い切れないものと考えられる<sup>20</sup>。

<sup>19</sup> 資金面での貢献は政府から被供与者への経済的価値の移転を伴うものであり、金銭的あるいはそれ以外の形態による移転でも構わないとされている。

<sup>20</sup> 無償排出枠供与について補助金協定との関係で問題が生じる場合にGATT20条の一般的例外規定を適用して正当化することができるかについては、これまでのところ先例はなく、その可否は定かではない。仮に適用可能であるとしても、

#### 4．輸出産品に対する排出枠償却コストの還付について

輸出時の排出枠償却コストの還付が、補助金協定上禁止される輸出補助金にならないためには、「国内消費に向けられる同種の産品に課される内国税の免除又は払戻し(輸出の国境税調整)」と位置付けられることが必要である<sup>21</sup>。この場合、輸出還付を2．で述べた輸入時の排出枠償却の義務付けと併せて導入する必要があり、単独で導入することはできないと考えられる。

排出枠償却義務について国境税調整が認められるかどうかについては2．で述べたとおりであるが、補助金協定との関係では、排出枠償却義務について、「前段階の累積的な間接税」(補助金協定附属書 I の(h)項)の規定を適用又は類推適用することができるかを検討する必要がある。ここでは、「輸出される産品の生産において消費される投入物」、すなわち、「生産工程において用いられるエネルギー等」(補助金協定附属書 II の注 61) に対して課される負担も国境税調整の対象になるとされているが、排出枠償却義務は、排出される炭素という製造工程における副産物に対する負担であるとも考えられる。

---

無償排出枠供与が環境保護に資することが G A T T 20 条適用の前提となる。

<sup>21</sup> 補助金協定 1.1(a)(1)(ii)の注 1994 年のガット第 16 条(第 16 条の注釈及び補足規定)及びこの協定の附属書 から附属書 までの規定に基づき、いずれかの輸出産品が、国内消費に向けられる同種の産品に課される関税若しくは内国税を免除されること又はこれらの関税若しくは内国税が課されたときにその額を超えない額だけ払戻しを受けることは、補助金とはみなさない。



# 輸入産品に排出枠償却義務を課す方式

## 税

関税  
一般的例外  
(GATT20条)

内国税・内国課徴  
金の国境税調整  
(・租税論上の要件)  
・最恵国待遇  
(GATT1条)  
・内国民待遇  
(GATT3条1項、2項)

一般的例外  
(GATT20条)

## 規制

輸入数量制限  
(GATT11条)  
一般的例外  
(GATT20条)

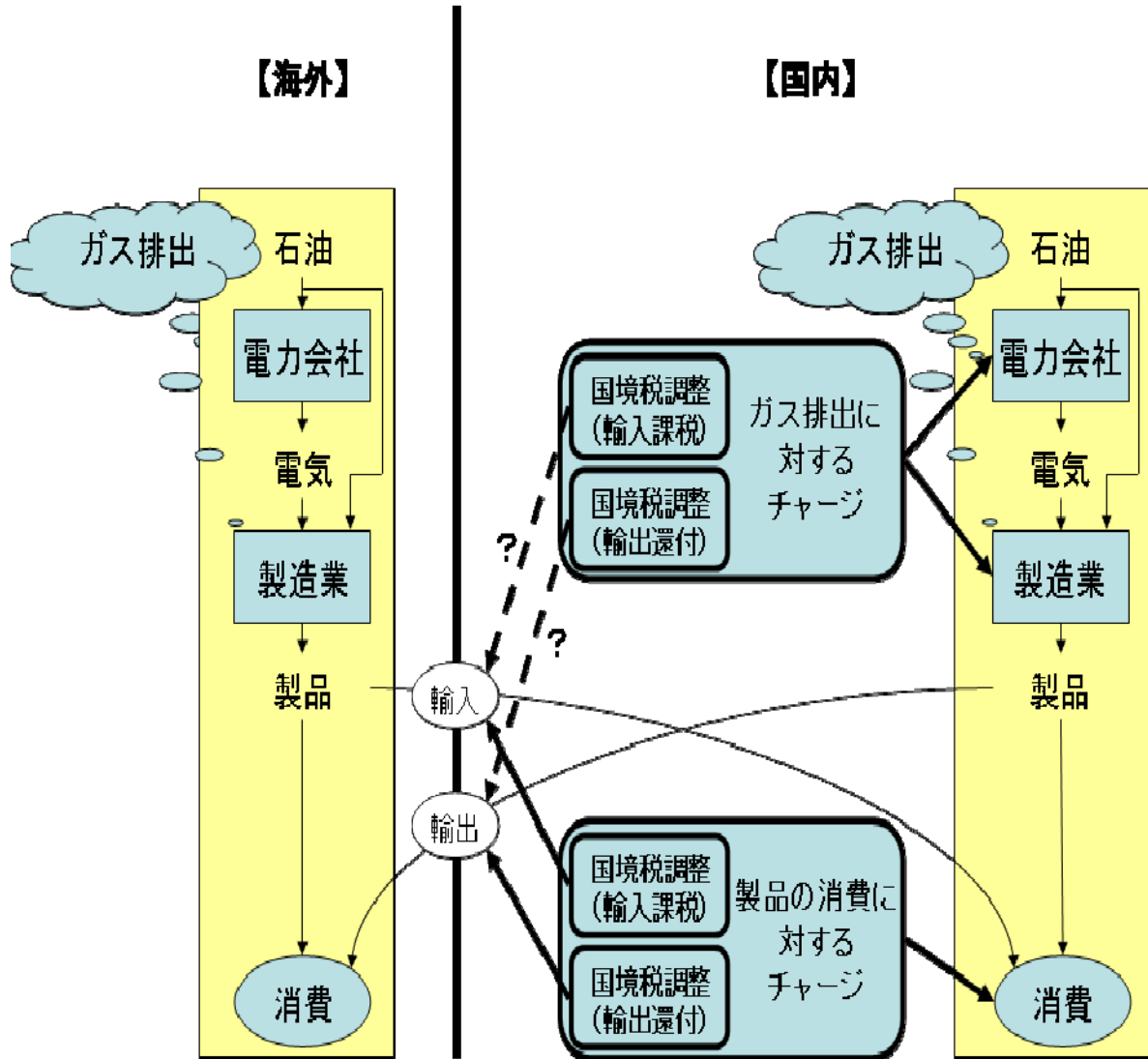
国内規制(注)の  
国境調整  
(GATT3条1項、4項)

(注)「産品の国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に関する法令及び要件並びに特定の数量又は割合による産品の混合、加工又は使用を要求する内国の数量規則」(GATT3条1項)

一般的例外  
(GATT20条)

輸入産品に対する排出枠償却の義務付けを国内規制として説明できるかについては検討が必要。

# 国境税調整のあり方について



	輸出入する製品に対する国境税調整についての論点	備考
	製品に対する課税・課徴金	特段の問題はない。
製造過程に着目した課税・課徴金	製造過程で使用される投入物(エネルギー)に対する課税・課徴金	製品に物理的に組み込まれていない投入物について国境税調整が可能か。 消費税では、エネルギー価額に対する課税が国境税調整される。米国スーパーファンド事件が参照されることがある。
	製造過程で発生する副産物(CO <sub>2</sub> )に対する課税・課徴金	製造時の投入物でない副産物について、国境税調整が可能か。

# 炭素リーケージ対策に関する国連気候変動枠組条約上の要請

## 国連気候変動枠組条約 第三条 原則(ポイント)

- 「締約国は、衡平の原則に基づき、かつ、それぞれ**共通に有しているが差異のある責任**及び各国の能力に従い、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきである。」(第一項)
- 「開発途上締約国…の**個別のニーズ**及び**特別な事情**について十分な考慮が払われるべきである。」(第二項)
- 「締約国が一層気候変動の問題に対処することを可能にするような**協力的かつ開放的な国際経済体制の確立**に向けて協力すべきである。」(第五項前段)
- 「気候変動に対処するためにとられる措置(一方的なものを含む。)は、国際貿易における**恣意的若しくは不当な差別の手段**又は**偽装した制限**となるべきではない。」(第五項後段)

# 補助金及び相殺措置に関する協定

## 「補助金」

- (a) 及び (b) の条件が満たされる場合には、補助金は、存在するものとみなす。
- (a) 政府又は公的機関が資金面で貢献(注)していること、又は所得若しくは価格の支持が行われることにより利益がもたらされること。
- (b) (a) の措置によって利益がもたらされること。(協定1.1条)
- (注) 資金面で貢献: 資金の直接的な移転を伴う措置等、政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しないこと、一般的な社会資本以外の物品若しくは役務を提供し又は物品を購入すること、資金調達機関に支払を行うこと等

## 「特定性」を有する補助金

補助金は、特定性を有する場合に限り、第二部の規定又は第三部若しくは第五部(相殺措置)の規定の適用を受ける。(協定1.2条)

交付当局又は交付当局の適用する法令が補助金の交付の対象を明示的に特定企業(注)に限定している場合には、当該補助金は、特定性を有するものとする。(協定2.1条(a)等)

(注) 特定企業: 一の企業若しくは産業又は企業若しくは産業の集団

## 禁止補助金[レッド補助金] (協定第二部)

1条に規定する補助金のうち、輸出が行われることに基づいて交付される補助金(輸出補助金)、輸入物品よりも国産物品を優先して使用することに基づいて交付される補助金(協定3.1条)

## 相殺措置の対象となる補助金[イエロー補助金] (協定第三部)

他の加盟国の利益に対する悪影響をもたらしたと決定する旨の小委員会又は上級委員会の報告が採択される場合には、当該補助金を交付し又は維持している加盟国は、当該悪影響を除去するための適当な措置をとり又は当該補助金を廃止する。(協定7.8条)

六箇月以内に加盟国が補助金の悪影響を除去し又は補助金を廃止するための適当な措置をとらず、かつ、代償についての合意が存在しない場合には、同機関は、申立加盟国に対し、存在すると決定された悪影響の程度及び性格に応じた対抗措置をとることを承認する。(協定7.9条)